# 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

### 【概要】

- 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する減価償却資産の割増償却を認める。(法人税等の軽減)
- 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)

### 【税制優遇対象者】

○ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

### 【適用期間】

〇 5年間(平成20年4月1日~平成25年3月31日)の時限措置

### 【割增償却額】

- 〇 割増しして償却される限度額は<u>前年度からの発注増加額</u>(※)
  - → 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「<u>発注増加額</u>」となる。
    - (※) ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

### 【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所(A型・B型)・生活介護事業所
- ・障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設)・地域活動支援センター
- ・旧授産施設(身体・知的・精神)・旧福祉工場(身体・知的・精神)
- ・障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

# 「重点施策実施5か年計画」の概要

【平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定(本部長:内閣総理大臣、本部員:全閣僚)】

### I 重点的に実施する施策及びその達成目標 (主なポイント)

### Ⅱ 計画の推進方策

### (前文)

- ○障害者施策は、障害者 基本計画及び現行重点 施策実施5か年計画に 基づき着実に推進
  - ☆障害者基本法の改正
  - ☆発達障害者支援法の制定
  - ☆障害者雇用促進法の改正
  - ☆障害者自立支援法の制定
  - ☆学校教育法等の改正
  - ☆バリアフリー新法の制定
  - ☆障害者権利条約の採択・署名
  - ☆びわこプラス5の採択
- 〇今後とも、自立と共生の 理念の下に、共生社会の 実現に寄与するよう施策 展開
- ☆地域での自立生活を基本に、 障害の特性に応じ、障害者の ライフサイクルの全段階を通じ た総合的な利用者本位の支援
- ☆誰もが快適で利用しやすいユ ニバーサルデザインに配慮し た生活環境の整備と、IT 活用 等による障害者への情報提供 の充実等
- ☆障害者自立支援法の抜本的な 見直しの検討とその結果を踏ま えた本計画の必要な見直し
- ☆障害者権利条約の可能な限り 早期の締結を目指しての必要 な国内法令の整備

- 〇施策項目数 8分野120項目(旧計画では60項目)
- 〇数値目標数 57項目(うち42項目は新規)(旧計画では34項目)
- 1 啓発 広報
- ○将来を担う若者に対する啓発広報の 一層の推進等による障害者に関する国民 理解の促進
- 3 生活環境
- ○住宅、建築物、公共交通機関等の ハード面及びバリアフリー教室等の ソフト面に係るバリアフリー化の推進
- → 都市公園等に係る7項目の新たな 数値目標を設定
- 5 雇用·就業
  - ○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用 の一層の促進
  - ○授産施設等の工賃水準引上げによる 福祉的就労の底上げの推進
- ○国等による福祉施設等の受注機会増大へ の取組
- → 一般就労への年間移行者数等19項目の 新たな数値目標を設定
- 7 情報・コミュニケーション
- ○字幕番組・解説番組等の制作の促進
- → 字幕放送時間・解説放送時間に係る 数値目標を新たに設定

#### 2 生活支援

- ○障害者自立支援法の抜本的な見直しの検 討及び利用者負担の見直し・事業者の経 営基盤の強化
- ○ホームヘルプサービス等の障害福祉 サービス等の計画的な整備
  - → 新サービス体系に基づき9項目の新 たな数値目標を設定

#### 4 教育・育成

- ○福祉、労働等の関係機関との連携に よる幼稚園から高校までを含めすべての学 校における特別支援教育の体制整備
- → 個別の教育支援計画の策定等4項目の 新たな数値目標を設定
- 6 保健・医療
- ○脳の損傷による記憶障害等の高次脳 機能障害の支援拠点機関の整備
- → 高次脳機能障害の支援拠点機関に 係る数値目標を新たに設定
- 8 国際協力
- ○障害者権利条約の可能な限り早期の 締結を目指した必要な国内法令の整備

- ○新計画は、障害に 係るニーズ、社会・ 経済状況、制度改 正の際の見直し規 定等を踏まえ、必 要に応じ見直し
- 〇毎年度、新計画の 進ちょく状況を中央 障害者施策推進協 議会に報告
- ○障害を理由とした 不当な差別的取扱 い等に対する救済 措置の整備
- 〇毎年、都道府県と の会議を開催する とともに、市町村に 対し障害者計画に 係る技術的協力を 実施

## 資料5 (参考資料)

### 重点施策実施5か年計画(抄)

~障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い

共に生きる社会へのさらなる取組~

平成19年12月25日

障害者施策推進本部決定

(前文:略)

- I 重点的に実施する施策及びその達成目標
  - 1 啓発・広報 : 略
  - 2 生活支援

#### 〇基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援 体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の 有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立す る。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

#### ○利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化

障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。

#### 〇地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互 支援(ピアカウンセリング)、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制 の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支え るネットワークを構築する。

イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性 に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けるこ とができる体制を整備する。

#### (数値目標・達成期間)

〇地域自立支援協議会の設置市町村数

700 市町村〔19 年〕→全市町村〔24 年〕

#### 〇乳幼児期における障害児への支援

乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。

#### ○成年後見制度の利用促進等による権利擁護

パンフレットの作成・配布やホームページによる情報提供等により、引き続き、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図るとともに、成年後見制度等の利用を支援する。

#### ○矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進

厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。

#### ②地域移行の推進

#### ○障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備

障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付けられたところであり、同計画の着実な推進を図る。

#### ○精神障害者の退院促進と地域移行の推進

受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。

#### (数値目標・達成期間)

- ○訪問系サービス(注1)の利用時間数約376万時間〔19年度〕→約522万時間〔23年度〕
- 〇日中活動系サービス(注2)のサービス提供量約713万人日分〔19年度〕→約825万人日分〔23年度〕
- ○療養介護事業の利用者数

約 0. 4 万人分〔19 年度〕→約 1. 0 万人分〔23 年度〕

- ○児童デイサービス事業のサービス提供量 約26万人日分〔19年度〕→約34万人日分〔23年度〕
- ○短期入所事業のサービス提供量 約 24 万人日分〔19 年度〕→約 35 万人日分〔23 年度〕
- 〇共同生活援助事業 (グループホーム)、共同生活介護事業 (ケアホーム) の利用者数

約4.5万人〔19年度〕→約8.0万人〔23年度〕

- ○相談支援事業の利用者数約3万人〔19年度〕→約5万人〔23年度〕
- 〇福祉施設入所者数

14. 6万人〔17年度〕→約13.5万人〔23年度〕

- ○退院可能精神障害者数
  - 4.9万人〔19年度〕のうち、約3.7万人の減少〔23年度〕
- (注1) 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、重度障害者等包括 支援事業
- (注2) 生活介護事業、自立訓練(機能訓練)事業、自立訓練(生活訓練)事業、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業

及び新体系サービスに移行していない身体障害者更生施設、身体障害者 療護施設、身体障害者授産施設(通所・入所)、知的障害者更生施設、知 的障害者授産施設(通所・入所)、精神障害者授産施設(通所・入所)、 精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設(身体・知的・精神)、福 祉工場(身体・知的・精神)

※「訪問系サービスの利用時間数」から「相談支援事業の利用者数」までは、各 都道府県の障害福祉計画における 19 年度の平均的なサービス見込量 (1月当 たり)の合計値である。また、「退院可能精神障害者数」については、各都道 府県の障害福祉計画における数値を 19 年度に集計したものである。

#### ○障害者に対する住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業(民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施する。)と、居住サポート事業(賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間賃貸住宅)への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。)の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。

#### ○障害児の居場所の確保

放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。

#### ○身体障害者補助犬法への理解の促進

身体障害者補助大法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。

#### 〇発達障害者施策の推進

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫 した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断 的な関連施策の推進を図る。

ア 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各 自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集 を平成21年度までに策定する。

- イ 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した 支援が十分ではないことを踏まえ、平成21年度までに地域において実施さ れている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。
- ウ 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを 踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。

#### ③スポーツ、文化芸術活動の振興

#### 〇スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。

#### ④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

#### ○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援

- ア 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、 社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化 開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構(NEDO)を通じて研究開発費用の補助を行う。
- イ 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス (BMI: Brain Machine Interface) 技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。
- ウ 視覚障害者、聴覚障害者、認知障害者等向けの情報支援機器、義肢装具、電動車いす、福祉車両、介護者を支援するための生活環境関連機器、ロボット等、 先端技術を活用した福祉用具等の利用支援の観点から、利用者ニーズに関する 調査研究、人材育成を含めた支援技術の確立等を推進するとともに、補装具費 支給事業等を適切に実施し、また、相談支援体制の確保を図る。

併せて、福祉用具等の安全評価を実施し、利用者ニーズに合った福祉用具の 開発を推進するため、研究開発・評価の段階で利用者の参加を促進する。

#### ⑤専門職種の養成・確保

#### ○福祉人材の養成確保

ア 「福祉人材確保指針」を踏まえ、介護職員のキャリアアップの仕組みを構

築するなど、福祉人材の養成・確保のための取組を強化する。 イ サービス管理責任者の養成及び継続的な研修システムを整備するとともに、 リハビリテーション関係専門職員等の養成を推進する。

3 生活環境 : 略

4 教育•育成 : 略

5 雇用・就業

#### 〇基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

#### ①障害者の雇用の場の拡大

#### ○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進

障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

(数値目標・達成期間)

〇雇用障害者数

64 万人〔25 年度〕

#### 〇各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等

各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害 者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。 (数値目標・達成期間)

〇チャレンジ雇用の推進 全府省で実施〔20 年度〕

○公的機関における障害者雇用の一層の促進

国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

〇公的機関の障害者雇用率

すべての公的機関で障害者雇用率達成〔24年度〕

#### ○精神障害者、発達障害者等の雇用促進

精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。

また発達障害者等について、調査研究や支援のための技法開発を進め、企業等の理解の促進等を図ることにより雇用の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

- ○精神障害者の雇用
  - 56 人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数
    0.4万人〔19年〕→1.5万人〔25年〕
  - ・精神障害者ステップアップ雇用 常用雇用移行率 60% [24 年度]

#### [障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]

○障害者の在宅就業の促進

多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を 増やす。

(数値目標・達成期間)

〇在宅就業支援団体登録数

16 団体〔19 年〕→100 団体〔24 年度〕

#### ○短時間労働による障害者雇用の促進

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の 雇用機会の拡大を図る。

#### 〇農業法人等への障害者雇用の推進

農業法人等における障害者雇用を推進するため、農業法人等に障害者雇用の ノウハウ及び関連情報等の提供を行う。

また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人等に関連 制度等の情報を提供する。

#### ②総合的支援施策の推進

#### 〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕

〇ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等

ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。

#### (数値目標・達成期間)

〇ハローワークを通じた障害者の就職件数 24 万件 [20~24 年度の累計]

#### 〇障害者職業センターにおける専門的支援の推進

障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支援力の底上げを図る。

#### (数値目標・達成期間)

- ○地域障害者職業センター
  - ・支援対象者数 12.5万人〔20~24年度の累計〕

・職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業における支援 終了後の定着率 80%以上〔24年度〕

#### ○障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実

障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障 害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置する とともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

(数値目標・達成期間)

- ○障害者就業・生活支援センター
  - ・設置数 135〔19 年〕→全障害保健福祉圏域に設置〔23 年〕
  - ・利用者の就職件数

9,000件[24年度]

就職率

50%以上〔24 年度〕

#### ○職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の推進

職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行 う職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職 場適応を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 〇ジョブコーチ養成数
  - 1,500 人〔18 年度〕→5,000 人〔23 年度〕
- 〇ジョブコーチ支援

支援終了後の定着率 80%以上〔24年度〕

#### ○中途障害者等の雇用継続のための支援

在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職 業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る。

(数値目標・達成期間)

〇精神障害者総合雇用支援

支援終了後の復職・雇用継続率 75%〔24年度〕

### ○関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策 定・活用の推進

障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な 連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。

#### 〔一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化〕

#### 〇トライアル雇用の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を 取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用(トライアル雇用)を推 進する。

#### (数値目標・達成期間)

〇トライアル雇用

対象者の常用雇用移行率 80%以上〔24年度〕

#### ○福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労 継続支援事業所の計画的整備を行う。

また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。

#### (数値目標・達成期間)

- ○一般就労への年間移行者数0.2万人〔17年度〕→0.9万人〔23年度〕
- ○就労移行支援の利用者数29.2 万人日分〔19 年度〕→72 万人日分〔23 年度〕
- ○就労継続支援の利用者数
  - 83.1万人日分〔19年度〕→277万人日分〔23年度〕
- ※「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者」は、各都道府 県の障害福祉計画における 19 年度の平均的なサービス見込量(1月当たり)の合計値である。

### 〇授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か 年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

#### (数値目標・達成期間)

○授産施設等の平均工賃月額

12,222 円 [18 年度] →平均工賃倍増を目指す [23 年度]

#### ○福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進

福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。

また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。

#### ○特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進

特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。

#### ○高等学校・大学における就労支援の推進

高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。

#### ○障害者の就労に対する理解啓発の促進

障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発を促進する。

#### [障害者の職業能力開発の推進]

#### ○公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、 障害者の受入れを推進する。

#### ○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。

#### (数値目標・達成期間)

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率

41.3% [18年] →50% [24年]

### 6 保健・医療

#### 〇基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のQOL(生活の質)を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の予防・早期発見・早期治療に努める。

また、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の 防止を推進する。

#### ①障害の原因となる疾病等の予防・治療

#### 〇生活習慣の改善による循環器病等の減少

生活習慣の改善により、循環器病等の減少を図る。

#### ○糖尿病の予防・治療の継続

糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療 継続率の向上を図る。

#### 〇難治性疾患に関する病因・病態の解明

難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質の向上につながる研究開発を推進する。

#### ②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

#### ○高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等

ア 高次脳機能障害への支援を行うための支援拠点機関を、全都道府県に設置 する。

イ 国立専門機関等において、高次脳機能障害のための認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発を推進するとともに、高次脳機能障害者に対する都道府県単位の支援ネットワークに対する専門的な支援を行い、その支援技術の普及を図る。

4

#### (数値目標・達成期間)

#### 〇高次脳機能障害支援拠点

18 都道府県〔18 年度末〕→全都道府県〔24 年度〕

#### ○障害者の健康維持とQOL(生活の質)の向上

障害者の健康維持とQOLの向上のため、障害者向け医療サービスシステム 及び障害者の健康維持管理に関する研究開発及び普及を図る。

#### ○認知症疾患に対する専門医療の提供等

急増する認知症患者に対応していくため、専門医療や保健福祉サービスの提供、地域連携の強化を図るとともに、情報提供を行う。

#### ③精神保健・医療施策の推進

#### 〇一般医のうつ病診断技術の向上

精神科医以外の一般医を対象にうつ病に関する研修を行い、一般医のうつ病の診断技術の向上を図る。

#### ○自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及

自殺未遂者・自殺者親族等のケアのガイドラインを作成し、関係者に配布するなど、自殺未遂者・自殺者親族等のケアの方法について普及させる。

#### ○精神科救急医療体制の確保

精神障害者の緊急時における精神医療を適切に提供するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設を始めとした精神科救急医療体制について、地域の実情に応じた確保を図る。

#### 〇医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備

医療刑務所等 8 施設に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新 整備する。

#### ④研究開発の推進

#### 〇再生医療の手法を取り入れた研究の推進

ア 再生医療の手法を取り入れた脊髄神経機能の再獲得可能性に関する研究を 推進する。 イ 細胞移植・細胞治療等によってこれまでの医療を根本的に変革する可能性 を有する再生医療について、必要な幹細胞利用技術等を世界に先駆け確立し、 その実用化を目指した研究開発を推進する。

#### ○うつ病等の精神疾患に関する研究

ア うつ病等の精神疾患の病態解明や、早期発見、治療技術に係る開発、社会 復帰プログラムの開発のための研究を行い、その普及を図る。

イ 少子高齢化を迎えた我が国の医療・福祉の向上等への貢献を目指し、アル ツハイマー病やうつ病等の精神神経疾患の予防・治療法の開発などに結びつ く脳科学研究や分子イメージング研究を戦略的に推進する。

#### ⑤専門職種の養成・確保

#### ○精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成

心理職等を対象とした精神医療に関する研修を行い、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、精神保健福祉士について資質の向上を図る。

- 7 情報・コミュニケーション : 略
- 8 国際協力 : 略

### Ⅱ 計画の推進方策

- 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進ちょく状況を毎年度、 中央障害者施策推進協議会に報告する。
- 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、都 道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係 る技術的協力を行う。